

# 第23回購買ネットワーク会 「契約書読んでますか？」

2021年11月1日(月)

テキストを入力

小倉 兼康



1

## はじめに

ここに書いてあるのは、あくまでも今までの経験と人から聞いた話をごちゃ混ぜにしたものです。

法律の専門家ではなく、みなさんとこんなことを話してみたいというスタンスで書いています。

肝心なところは専門家にお任せするのが一番かとおもいますので  
ということでお付き合いください

2

## 自己紹介

某重厚長大企業に勤務

昔ならそろそろ定年の世代です

非鉄金属関係の業務に従事し営業、代理店営業、  
事業所の調達購買（主に業務請負と原材料）  
産廃処理管理もやりました。

途中、役所系のシンクタンクで金属資源の調査  
研究などに従事していたこともあります。

3

## 今日みなさんとお話ししたいこと

- 契約って何？
- 契約書とは何？
- 契約書を取り交わす意味
- 契約書に関する条項
- 契約書を受け取ったら、送る前にどこを確認する？
- 社内法務に相談するときのポイント

4

## 契約について

1. 契約とは
2. 契約の成立とは
3. 契約を守らないと
4. 契約に関する原則 四つの自由
5. 契約が有効なことの条件 有効要件
6. 契約の種類 無名契約と有名契約

5

## 契約書について

1. 契約書を交わす意味
2. 契約書ってどんなもの？
3. 契約書の構成
4. 契約書のどこを確認する？
5. 法務に渡すとき

6

## 1. 契約って？

- 簡単に言えば、利害関係が一致した当事者間に発生する**法的なしばり** のこと。
- 例えば、200円でサンマー尾を買いたい
- あいよ、はい！お待ち、200円！
- という刹那的な中でも成立します。
- そこにはお互いに**義務が発生**します。
- 魚屋にはサンマをお客に引き渡す義務
- お客には代金200円を払う義務

7

## 2. 契約が成立する時期

**契約は相手方に意思が到達した段階で**

効力が生じます。

だから・・・契約書（案）を机の山の中に  
おいといちゃ契約は成立しないこともあるかも  
です。 のちほどちょっと補足を入れます

8

## 契約って？もう一回出してみます

- 簡単に言えば、利害関係が一致した当事者間に発生する**法的なしばり** のこと。
- 例えば、200円でサンマー尾を買いたい
- あいよ、はい！お待ち、200円！
- という刹那的な中でも成立します。
- そこにはお互いに**義務が発生**します。
- 魚屋にはサンマをお客に引き渡す義務
- お客には代金200円を払う義務

9

## 3. 契約を守らないと。。。。

例えば、相手方が約束を守らなかった場合は  
契約違反として

(**債務不履行**  
債務というのは契約上の義務を指します)

○履行の請求

○損害賠償請求

○契約の解除                      をすることができます。

10

### 3.契約を守らないと。。。

**債務不履行状態が続くと・・・**

こじれてしまうと  
裁判に訴えて

○目的物の引き渡し請求

○履行遅滞（大幅な納期遅れなど）に基づく  
損害賠償請求

をすることができます。  
ここまではしたくないですね

11

もう少し契約のことを話します

12

## 4. 契約自由の原則

法律では契約における4つの自由の原則があります。

- 1) **締結の自由**  
**締結するかどうか**決めるのは契約当事者の自由
- 2) **相手方選択の自由**  
**誰と**契約するかどうか決めるのは契約当事者
- 3) **内容決定の自由**  
**どのような内容で**契約を締結するかについて契約当事者が自由に判断できます。**注意あり!**
- 4) **方式の自由**  
**どのような形式で**契約を締結するかについて契約当事者が自由に判断できます。

13

## 方式の自由があるから

口頭での契約も成り立ちますし、メールでの契約も成り立ちます。もちろん契約書による方式も当然成り立つわけです。

**でも！ 法律により文書（書面）による契約締結を定められているものもありますので**

そこは要注意です。

例 下請法、建業法、廃掃法、他にもいろいろ法で定められているので基本的には業務での契約は書面（またはそれに代わる電磁的記録によるもの）で締結する法が妥当と考えられます

14

## 内容決定の自由とは言うけれど

**ならぬものはならぬのです。**

契約内容によっては契約が無効になるケースもあります。

ということで次の項目に進みます

15

## 5. 契約が有効なことの条件 有効要件

以下の場合はいくら契約を締結したからといっても契約は無効、したがって法的な拘束力は生じなくなります。

### ☠違法性（契約内容が違法）

例えば法定金利を大幅に越えたケースなど

### ☠社会的妥当性

いわゆる公序良俗に反していないかどうかです  
ちょっとあそこからかっばらってこいとか

### ☠確定可能性がない

もともとできっこない内容

16

## 5. 契約が有効なことの条件 有効要件

続きます・・・

こちらはどちらかというところご家庭で発生する  
場合が多いかもしれません



### 未成年者の法律行為

親権者など法定代理人の同意がない場合は  
取り消し可能



### 成年被後見人の法律行為

後見人を立てているご老人などがなんらかの  
理由で行った契約などは、後見人の同意・許可  
がない場合、取り消し可能

17

まあ、いくらなんでもそんなことはないかもしれ  
ませんが、どこかに忍ばされていることも  
考えて、特に個人的に締結するものについては  
よく確認するほうがいいかもしれません

契約書に行くまで、もう少しお付き合いください

18

## 6. 契約の種類 無名契約と有名契約

契約には有名契約と無名契約と二種類に分かれるのですが、おそらく皆さんが扱うのは有名契約と呼ばれるものになるかと思います。

**有名契約とは？民法にて定義されているものをいい、次項の契約がそれにあたります。**

**全部で13種類**

**無名契約はそれ以外を指しますが、内容については民法に定める一般的な規定が適用されます。**

19

## 有名契約13種類とは

1. 贈与
2. 売買
3. 交換
4. 消費貸借
5. 使用貸借
6. 賃貸借
7. 雇用
8. 請負
9. 委任
10. 寄託
11. 組合
12. 終身定期金
13. 和解

まあ、日常で考えられる契約はこの中に入っています

20

## 契約の種類 最後です

□契約当事者が双方に相手方に義務を負う  
**双務契約**

(売買契約・請負契約など)

□一方の契約当事者のみが債務を負う  
**片務契約**

**ほかにも諾成契約、**(お店でのやりとりでぱちんと決まってしまう売買契約(お買い物)物の引き渡しが必要となる**要物契約**がありますが 興味のある方は関連の書籍などで勉強されてください

21

22

## 契約書について

1. 契約書を交わす意味
2. 契約書ってどんなもの？
3. 契約書の構成
4. 契約書のどこを確認する？
5. 法務に渡すとき

23

## 1. 契約書を交わす意味

契約自由の原則でお話しした通り、口頭で成立するものもありますが。。。

- ① 契約当事者が、契約内容について双方が明確に確認するため
- ② 締結した契約で、後々トラブルにならないように証跡として残すこと  
これにつきるんでしょね

24

## 2. 契約書ってどんなもの？

皆さんが苦手？な契約書のほかにも

覚書、合意書、利用契約、約款など  
注文書も請書とセットだと契約書として  
成立します。

25

## 3. 契約書の構成

一般的な契約書の構成を記します。

- タイトル 契約書の内容を簡単に示します)
- 前文 契約当事者、契約の目的・内容を簡潔に記載したものです。
- 本文 契約の細部を記したもので具体的な権利義務を条文形式で記します
- 後文 契約書の作成数 契約書の保管方法などを記するのが一般的です
- 契約書の作成日
- 当事者の署名捺印 記名押印

組織（拠点）の代表者によるものの  
ほうが責任がより明確になります。

26

ひな形を使って見てみましょう

27

#### 4. 契約書のどこを確認する？

##### 1. 目的と背景

この契約はどのような事情でどのような目的の為に締結するの？

##### 2. トラブル

この契約でどんなトラブルが想定される？

##### 3. 法律・判例をどのように使っているか？

##### 4. 契約当事者双方の義務と権利を明確に

##### 5. 法令に反してないよね？

##### 6. 相手との取引の重要性と力関係

28

## なぜ確認するの？

### 1. 目的と背景

どうしてどのような事情でどういう目的で締結しようとするのか？それを確認することで、**当社として譲れないところ、妥協できるところが明確になることもあります。**

法務部など専門部隊に渡す前にこの点を伝えることで後々のトラブルをさけることができるかもしれません

29

## なぜ確認するの？

### 2. 想定されるトラブル

往々にしてこんなことが起きるんじゃないかなというケースは結構、**実際に起こってしまう**ことがあった、あるかと思います。

転ばぬ先の杖、ではありませんが思いつくトラブルを書き出してみても、殴り書きでもいいので契約書チェックに回すことで**トラブルの影響軽減が図れるか**と思います。

30

## なぜ確認するの？

### 3. 法令・判例の取り扱い

これは少しわかりにくいと思いますが  
適用される法律を確認のため記載する  
債務を履行しない場合、損害賠償を請求する  
ことができる（民法の条文に定められている）

場合もあれば  
法律の定めを修正して別途定める場合もあります

これは専門家に任せましょ

31

## なぜ確認するの？

### 4. 契約当事者の権利と義務

これも基本的には専門家に任せるところですが

例えば、誰が~~しなければならぬ~義務を負う  
~をする などと書かれていたらどちらかが  
義務を負うことになります。

また、相手方は~することができる と書かれている  
場合も。当方が義務を負うことになります

ちなみに〇〇するように努めるとあると、ここには  
法的な義務は生じません。

32

この場合、主語と述語をよく確認して、自分の義務、権利、相手の義務、権利（＝これは自分の義務になることもあります）

そういった面では、条文に書かれている**主語をよく注意することをお勧めします。**

33

なぜ確認するの？

#### 5. 法令に違反していないか？

これもまた基本的には専門家に任せるところですが

かつてこの会で下請法のお話をした時にも触れたのですが、案外、気づかないところで法令に抵触していることがあったりします。

次の確認項目にも関連しますが、相手先との力関係によっては法令違反になる条項があることも気を付けてください

34

なぜ確認するの？

## 6. 相手との力関係とその契約の重要性

優先順位としてその契約はどのあたりにあるのか？  
相手先との力関係も考えて、自分のところの権利の  
押しつけ（優越的地位の濫用）を示す条項に  
なっていないか？とか、あるいは相手先から逆に  
そのようになっていないかなどを確認する必要がある  
からと考えています。

35

時間があったら

たぶん時間がないので  
資料には入れておきます

契約書の一般条項  
守秘義務 個人情報 譲渡禁止 損害賠償  
解除 期限の利益喪失 不可抗力 通知義務  
反社会的勢力の排除 契約期間 存続  
合意管轄・準拠法に関する条項が一般条項とさ  
れています。

36

## 時間があったら

典型的な契約で使われる条項

契約書の一般条項に上乘せされるもの

業務委託契約の場合だと

業務の内容

業務上の義務

委託料

再委託

知的財産のとりあつかい などがのってくるのかな？ と思いますが、次回があれば

37

## まとめです

- 契約とは義務と権利を負うもの
- 法で定められたものを除いて原則方法は自由・・・4つの自由
- 契約書は細かな権利と義務を定めて証拠にする重要な武器
- 主語と述語に気を付けて！
- 武器の手入れは定期的に
- わからないことは専門家に

38

ということで

お付き合いありがとうございました

何かの機会にまた

ご安全に！！

39

## 参考資料

- 有斐閣  
契約書作成の実務と書式 -- 企業実務家視点の雛形とその解説  
**第2版**

第2版でお願いします。直近の民法改正内容を  
反映したものになっていますので

少し高い(5,170円)ですが、個人的には辞書的な使い方ができるの  
うまく説得して社内に一冊あるとよいかと思います。

自分は自腹で手元に置いています。

40